



- 5) プリンター本体部品の消耗または印字部分以外の損傷
- 6) 紙片やハクリ紙、パンチカス等の混入により発生した不具合
- 7) 弊社ロットラベルの損傷、剥がれ等によりラベル情報の読み取りが困難な場合

<プリンター本体の保証>

・弊社製品が直接的起因によるプリンターの故障や損傷で発生した修理費は弊社にて負担させていただきます。その際、①問題を起こしたカートリッジ、②プリンターの故障または損傷の関係を証明するサービスレポート、③修理のご請求書、以上3点が必要となります。

・但し以下に該当する場合は保証の限りではありません。

- 1) 上記保証期間を超えたカートリッジをご使用の場合
- 2) プリンター故障発生時に、ご使用カートリッジを、不具合発生当時の状態で回収不能の場合
- 3) お求め頂いた販売店または弊社に連絡する前に、メーカーの保守サービスへ連絡された場合
- 4) プリンターの消耗部品、定期交換部品に関連する不具合で、対象部品が消耗・交換時期の場合
- 5) カラー機種及びトナー・ドラムの分離タイプ機種における他社リサイクル品(純正品は除く)との混載によるご使用の場合

以上